

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1 月20日
【会社名】	株式会社オリバー
【英訳名】	OLIVER CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大川 博美
【本店の所在の場所】	愛知県岡崎市藪田一丁目 1 番地12
【電話番号】	(0 5 6 4) 2 7 - 2 8 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 管理本部長 中根 研吉
【最寄りの連絡場所】	愛知県岡崎市藪田一丁目 1 番地12
【電話番号】	(0 5 6 4) 2 7 - 2 8 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 管理本部長 中根 研吉
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

平成26年1月17日開催の当社第47回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年1月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円、総額 91,843,173円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年1月20日

第2号議案 定款の一部変更の件

(1) 取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

(2) 取締役、監査役及び会計監査人の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規程、並びに社外取締役、社外監査役及び会計監査人の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規程を新設し、併せて必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、山本隆夫を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	8,705	1	0	(注)1	可決(100.0%)
第2号議案 定款の一部変更の件	8,706	0	0	(注)2	可決(100.0%)
第3号議案 取締役1名選任の件	8,706	0	0	(注)3	可決(100.0%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上